

(仮称) 薩摩都市計画道路1・4・1号 双葉・薩摩・清里幹線

(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線

環境影響評価方法書 のあらまし

◆目次

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 事業概要 | 1 |
| 2. 事業の経緯と手続きの流れ | 3 |
| 3. 環境影響評価方法書 | 5 |
| 4. 縦覧等 | 9 |

ご意見・お問合せ先

長野県 建設部 都市・まちづくり課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

T E L 026-235-7298

ファクシミリ 026-252-7315

e-mail ikensyo-tce@pref.nagano.lg.jp



長野県 令和元年8月

1. 事業概要

はじめに

(仮称) 葦崎都市計画道路1・4・1号双葉・苇崎・清里幹線及び(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線は、高速自動車国道である中部横断自動車道（長坂～八千穂）を形成するものです。当該道路の整備にあたっては、広域的な交通基盤にあたることから、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に位置づけ、長期的な視点から計画的な整備を展開するとともに、インターチェンジ周辺の土地利用や各都市施設相互の計画の調整を図ることとします。

環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として環境アセスメントを実施することとしています。なお、高速自動車国道の新設は事業の規模にかかわらず全てが第一種事業に該当することから、本事業も環境アセスメントの対象となります。

「環境影響評価方法書」は環境アセスメント手続きのうち、「どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という計画を示したもので

このあらましは、当該都市計画道路における「環境影響評価方法書」の手続きについての概要を取りまとめたものです。

事業の目的

当該地域では、代替路が無いため、地域を結ぶ幹線道路の大雪や積雪による通行止めが発生し地域孤立の懸念があり、また災害で中央自動車道が通行止めとなつた場合には東京圏からの広域支援が分断される可能性があります。また、国道141号は死傷事故率が平均以上である区間が点在し、走行性にも劣ることから救急搬送時にも課題があります。一方で、観光業や農作物の速達性向上のために道路ネットワークのアクセス向上が求められています。

以上の課題と当該道路に求められる機能から、政策目標は以下に示すとおりとします。

- 高速道路までの移動時間短縮
- 地域の生活交通の円滑化
- 企業誘致・雇用の促進
- 救急医療施設への移動時間短縮
- 災害時の代替路確保
- 公共交通の利便性の向上
- 主要な観光地等の連携向上
- 現道の走行性・安全性の向上
- 環境・景観の保全

事業の概要

都市計画対象道路事業の名称	(仮称) 葦崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・苇崎・清里幹線 (仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線
都市計画決定権者の名称	■山梨県区間 都市計画決定権者の名称：山梨県 代表者の氏名：山梨県知事 長崎幸太郎 住所：山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 ■長野県区間 都市計画決定権者の名称：長野県 代表者の氏名：長野県知事 阿部守一 住所：長野県長野市大字南長野字幅下692番2号
事業予定者の名称	事業予定者の名称：国土交通省関東地方整備局 代表者の氏名：関東地方整備局長 石原康弘 住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道の新設
道路延長	約40km
起点、終点	山梨県北杜市長坂町、長野県南佐久郡佐久穂町
車線数	4車線
設計速度	80km／時
道路区分	第1種第3級
道路構造の概要	地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（盛土構造、橋梁構造）、地下式（トンネル構造）、掘割式（掘削構造）

都市計画対象道路事業の位置

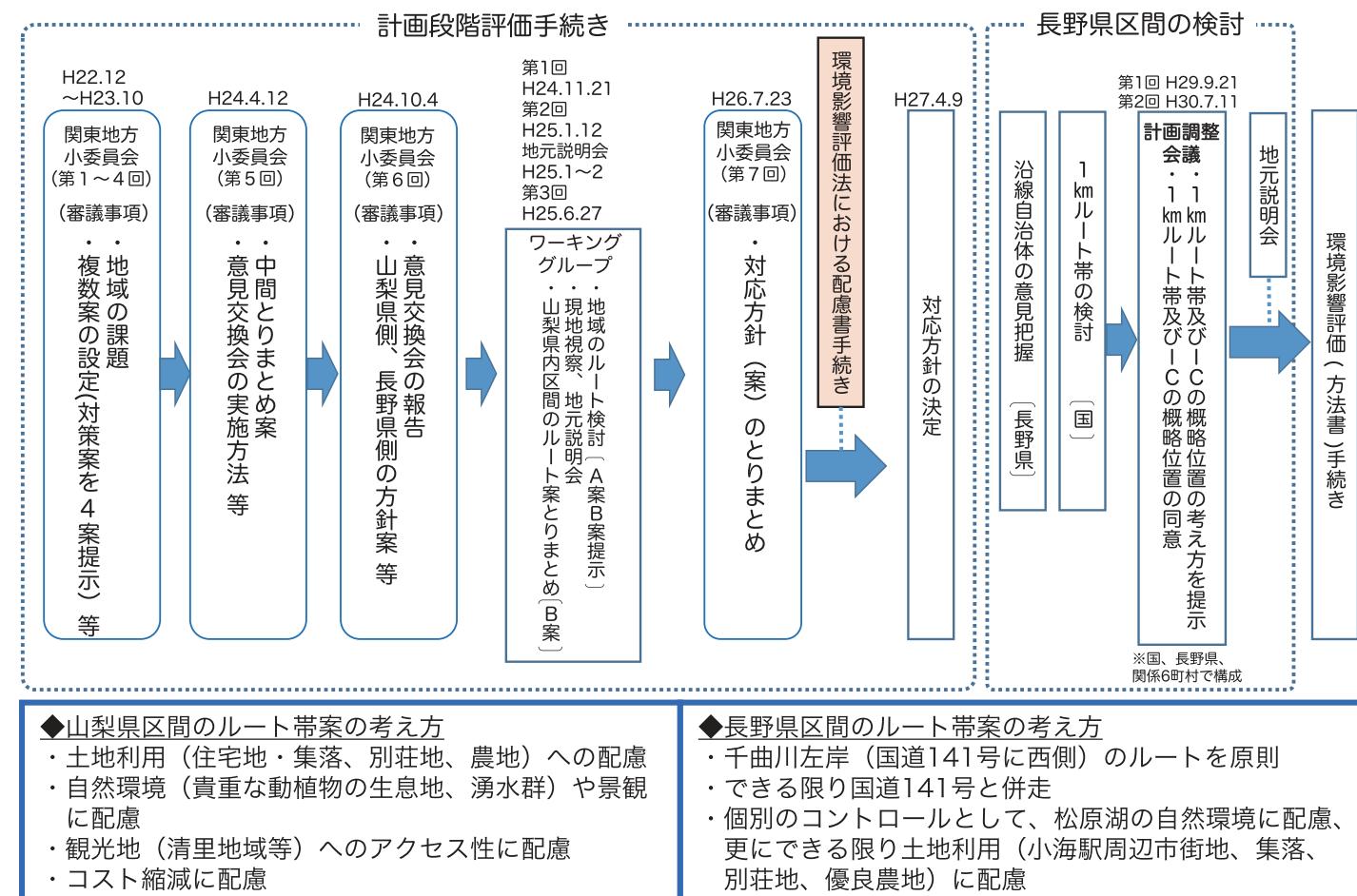


2. 事業の経緯と手続きの流れ

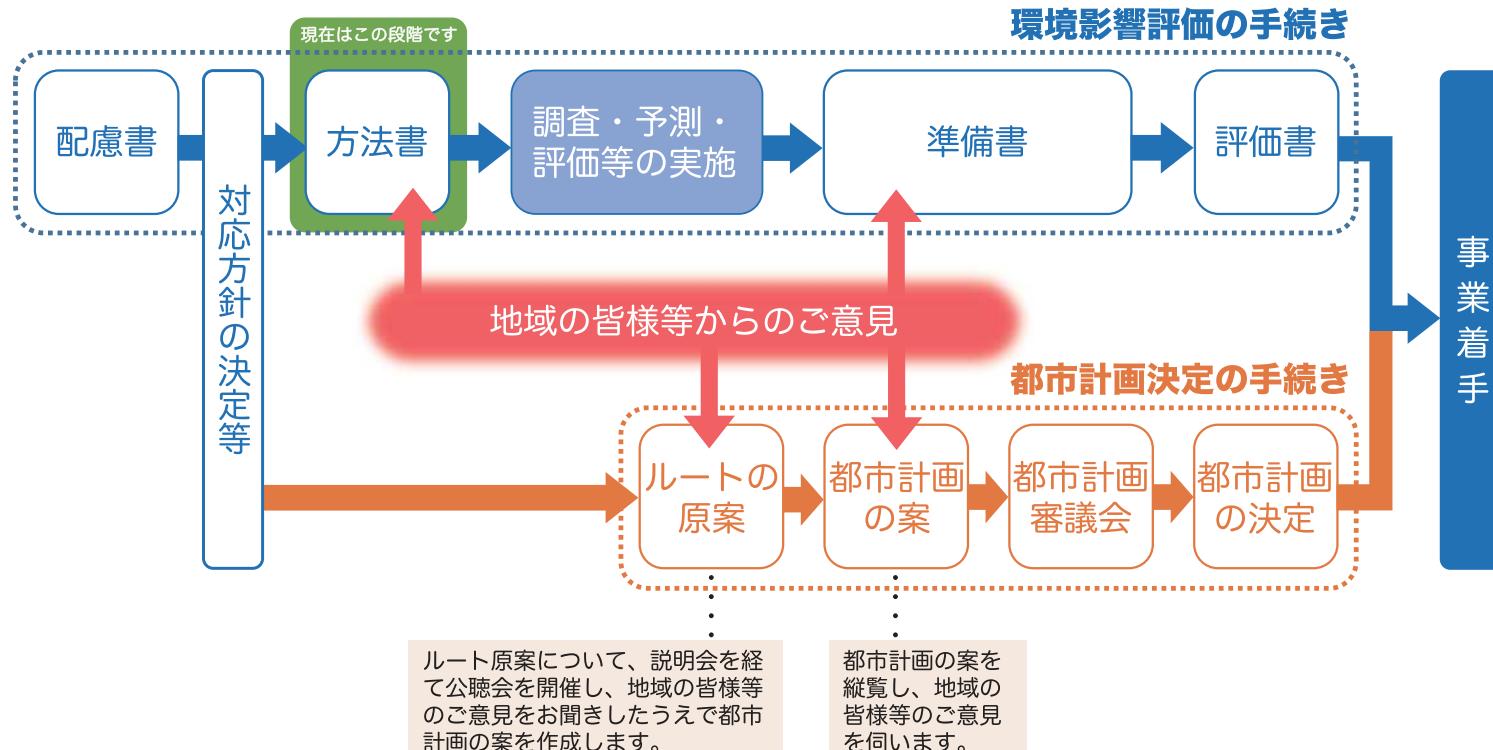
事業の経緯

中部横断自動車道（長坂～八千穂）は、概略計画の検討にあたり、平成22年度から計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や、「社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会」を7回実施しました。また、事業予定者が関東地方小委員会での有識者や地域の皆様等からのご意見を踏まえ、配慮書の手続きを行い、平成27年4月に対応方針が決定しています。

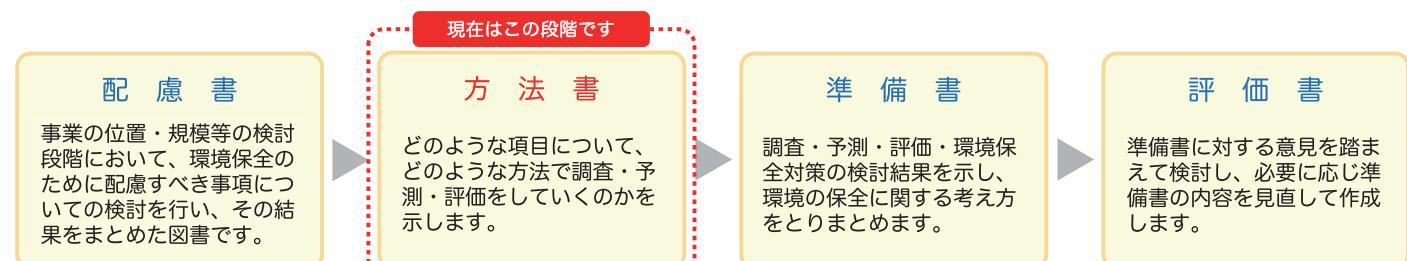
今回の環境影響評価方法書の手続きにおいて、方法書の公告・縦覧及び説明会を行い、地域の皆様や地方公共団体よりご意見をいただき調査・予測・評価方法を決定します。



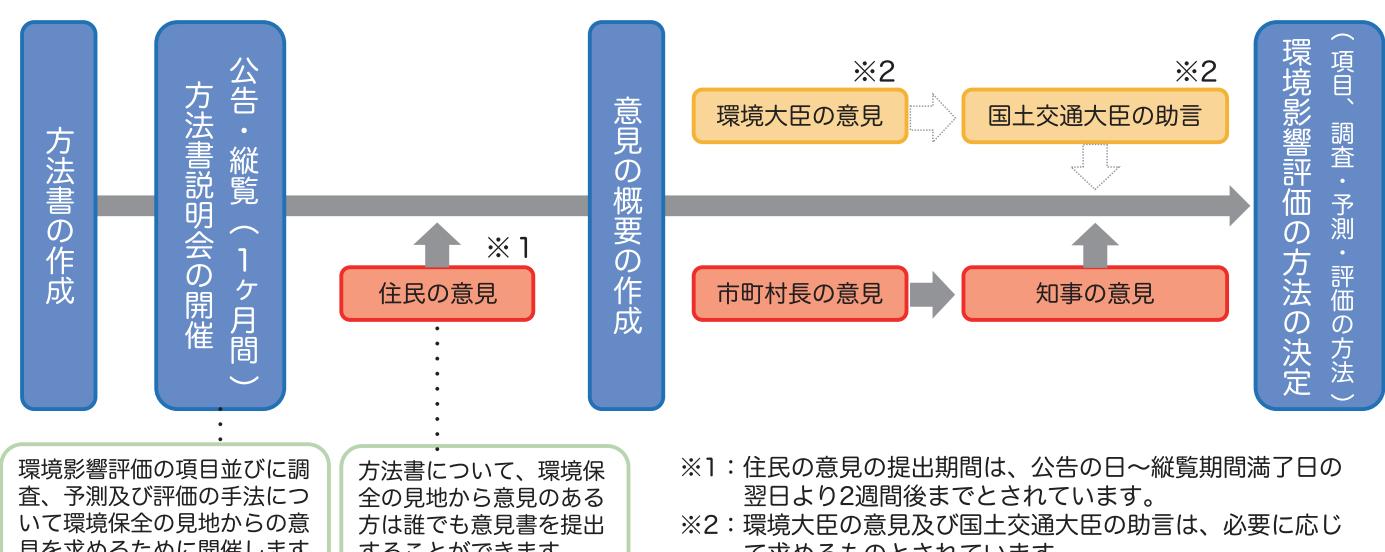
環境影響評価の手続き



◆環境影響評価の手続きの流れ

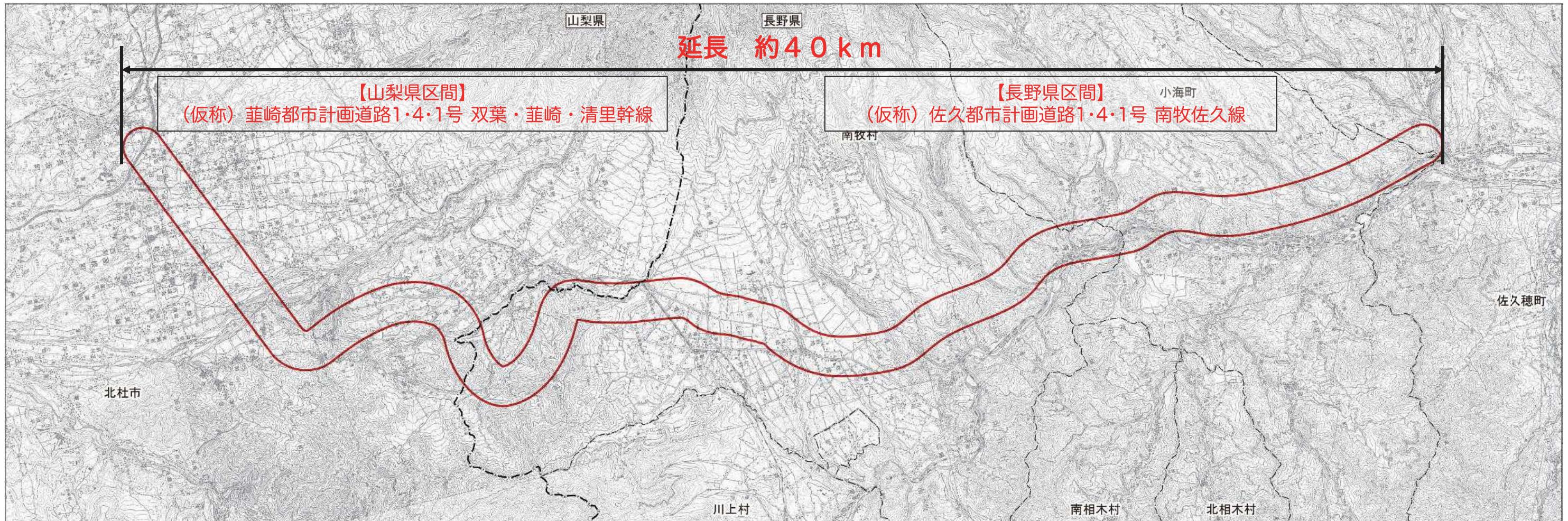


◆環境影響評価の方法の決定までの流れ



3. 環境影響評価方法書

都市計画対象道路事業実施区域の位置



事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

収集・整理した既存文献を基に、自然的状況、社会的状況に係る地域特性を把握・整理しました。

自然的状況	大気環境	○大気質は、最も近い大気常監局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が2地点中2地点で環境基準を達成しています。 ○道路交通騒音は、合計13地点の測定地点があり、うち12地点で環境基準を達成しています。
	水環境	○河川の水質では、BOD、SS、DOは4地点全てにおいて、pHは5地点中1地点において環境基準を達成しています。大腸菌群数はすべての調査地点において環境基準を超過しています。 ○湖沼の水質では、DO、全窒素、全磷は3地点中3地点において、環境基準を達成しています。 ○調査地区全域に湧水が存在します。
	地形、地質	○重要な地形及び地質として5地点が分布しています。
	動植物、生態系	○重要な動植物種が山梨県・長野県それぞれで多数確認されています。 ○重要な植物群落等として、山梨県6箇所・長野県6箇所が分布しています。 ○生態系は、亜高山・高山-自然林自然植生から市街地の7区分の生態系に区分されます。
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財	○景観は、主要な眺望点が山梨県26箇所・長野県19箇所、景観資源が山梨県41箇所・長野県21箇所存在します。 ○人と自然との触れ合いの活動の場として、山梨県50箇所・長野県20箇所存在します。 ○指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）として、山梨県では計49箇所、長野県では計31箇所存在します。
	土地利用	○土地利用としては農業地域が広く分布し、松原湖周辺及び八ヶ岳牧場を含む八ヶ岳から広がる一帯が自然公園地域に指定されています。
社会的状況	河川等利用	○地下水が一般飲用及び生活用水の一部として利用されています。
	交通	○一般国道141号がJR小海線とほぼ並行して、南～北方向に走っており山梨県と長野県を結んでいます。
	学校、住居等	○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である学校教育施設及び図書館が山梨県で19箇所・長野県で16箇所存在します。 ○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である病院及び診療所が山梨県で10箇所・長野県で11箇所、社会福祉施設等が山梨県で64箇所・長野県で53箇所存在します。
	法令等	○「自然公園法」により指定された国立公園として秩父多摩甲斐国立公園、国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園が存在します。 ○「山梨県自然環境保全条例」により指定された自然環境保全地区として、紅葉橋、八ヶ岳川俣及び谷戸城が存在します。 ○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が存在します。 ○「景観法」に基づき、北杜市が景観行政団体として景観計画を策定しており、景観形成地域が指定されています。 その他主な法令として、騒音、振動及び水質汚濁に関する基準の規制区域等が存在します。

3. 環境影響評価方法書

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定にあたっては、国土交通省令、山梨県環境影響評価技術指針、長野県環境影響評価技術指針、道路環境影響評価の技術手法を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

環境要因の区分			工事の実施						存在・供用				
			建設機械の稼働	用いる資材及び車両の運搬	既存の工作物の除去	切土工事等又は工事用道路等の設置	工事施工ヤードの設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	掘割式（地表式又は水底式）の存在	道路（嵩上式）の存在	道路（地下式）の存在	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●								●
		浮遊粒子状物質	●	●									●
		粉じん等	●	●									
		騒音	●	●									●
		低周波音											●
	水環境	振動	振動	●	●								●
		水質	水の濁り			●	●	●	●				
		水汚れ							●				
		水象	河川及び湖沼		●			●		●		●	
	環境その他の環境	地下水			●		●		●		●		●
		地形及び地質	重要な地形及び地質			●				●			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	その他の環境要素	日照阻害							●			
		電波障害								●			
	植物	重要な種及び注目すべき生息地	●			●	●			●		●	
		重要な種及び群落			●	●				●		●	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	生態系	地域を特徴づける生態系			●	●			●		●	
		景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							●			
	人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							●			
										●			
歴史的文化的な遺産の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財	文化財					●						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●								

調査・予測・評価の手法

調査・予測・評価の手法の選定にあたっては、国土交通省令、山梨県環境影響評価技術指針、長野県環境影響評価技術指針、道路環境影響評価の技術手法を参考として選定しました。

環境要素	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 粉じん等	二酸化窒素の濃度の状況、浮遊粒子状物質の濃度の状況、気象（風向及び風速）の状況 気象（風向及び風速）の状況	ブルーム式及びパフ式による計算 事例の引用又は解析により得られた経験式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価
騒音 騒音	騒音の状況、地表面の状況、沿道の状況	音の伝搬理論に基づく予測式による計算	
低周波音 低周波音	住居等の位置	既存調査結果より導かれた予測式による計算	
振動 振動	振動の状況、地盤の状況	事例の引用又は解析により得られた式による計算	
水質 水の濁り 水の汚れ	水質（浮遊物質量）の状況、水象（流量）の状況、水底の土砂の状況 水質（水素イオン濃度）の状況、水象（流量）の状況	事例の引用又は解析による予測	
水象 河川 地下水	流量・流況、浸食・堆砂の状況、水道水源の状況 地下水の状況、帶水層の地質・水理の状況、湧水の状況、温泉の状況	事例の引用又は解析による予測 理論モデルによる計算又は数値シミュレーション等	
土壤に係る環境その他の環境 重要な地形及び地質	地形及び地質の概況、重要な地形・地質の分布、状態及び特性、重要な現象（温泉、湧水等）の分布、状態及び特性	事例の引用又は解析による予測	
日照阻害 日照阻害	土地利用の状況、地形の状況	等時間の日影線を描いた日影図により予測する方法	
その他の環境要素 電波障害	テレビ電波（地上デジタル波を含む）の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住居等の分布状況、地形の状況	日本CATV技術協会が示す電波障害予測計算式による予測	
動物 動物	動物相の状況、重要な種等の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
植物 植物	植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
生態系 生態系	動物種その他の自然環境に関わる概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
景観 景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	図上解析、フォトモンタージュ法等による視覚的な表現方法	
人と自然との触れ合いの活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合いの活動の場の概況、主要な触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	図上解析、類似事例等を参考に予測	
文化財 文化財	文化財の状況（文化財の種類・位置及びその概要）	図上解析、類似事例の引用又は解析による予測	
廃棄物等 廃棄物等	廃棄物等の種類ごとの発生・処分の状況 ※文献調査のみ	建設工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び最終処分量を予測	

4. 縦覧等

縦覧について

●縦覧場所

長野県 建設部都市・まちづくり課
長野県 佐久建設事務所 関連事業課
佐久市 建設部 道路建設課
小海町 産業建設課
佐久穂町 建設課
川上村 産業建設課
南牧村 産業建設課
南相木村 振興課
北相木村 経済建設課
国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 総務課

※縦覧は山梨県においても行われます。詳細はお問い合わせ下さい。

●縦覧期間

令和元年8月1日（木）～令和元年9月2日（月）8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

●インターネットによる公表

長野県建設部都市・まちづくり課ホームページ
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/toshi/>)
長野県佐久建設事務所ホームページ
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuken/>)

(3) 意見書の提出先

受付機関	提出先
長野県 建設部 都市・まちづくり課	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県 佐久建設事務所 関連事業課	〒384-0301 長野県佐久市臼田2015 ファクシミリ 0267-82-7400 e-mail ikensyo-tce@pref.nagano.lg.jp
佐久市 建設部 道路建設課	〒385-8501 長野県佐久市中込3056 佐久市役所 南棟
小海町 産業建設課	〒384-1192 長野県南佐久郡小海町大字豊里57-1 小海町役場
佐久穂町 建設課	〒384-0798 長野県南佐久郡佐久穂町大字畠164 佐久穂町役場八千穂庁舎
川上村 産業建設課	〒384-1405 長野県南佐久郡川上村大深山525 川上村役場
南牧村 産業建設課	〒384-1302 長野県南佐久郡南牧村海ノ口1051 南牧村役場
南相木村 振興課	〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525-1 南相木村役場
北相木村 経済建設課	〒384-1201 長野県南佐久郡北相木村2744 北相木村役場
国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 総務課	〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰145

※(仮称) 萩崎都市計画道路1・4・1号 双葉・萩崎・清里幹線に係る意見は山梨県に提出して下さい。詳細はお問い合わせ下さい。

意見書の提出について

(1) 意見書の提出期限及び方法

令和元年9月17日（火） 17時15分まで

下記の受付機関に郵送または持参願います。

※以下の受付機関のみ、ファクシミリまたは電子メールでも受け付けます。

長野県（佐久建設事務所関連事業課）

(2) 意見書の記載事項（以下のア～ウは必ず記載してください。）

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

（「（仮称）萩崎都市計画道路1・4・1号 双葉・萩崎・清里幹線・

（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書」

と記載するものとします。）

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

※意見書は任意様式ですが、縦覧場所に参考様式を用意します。